

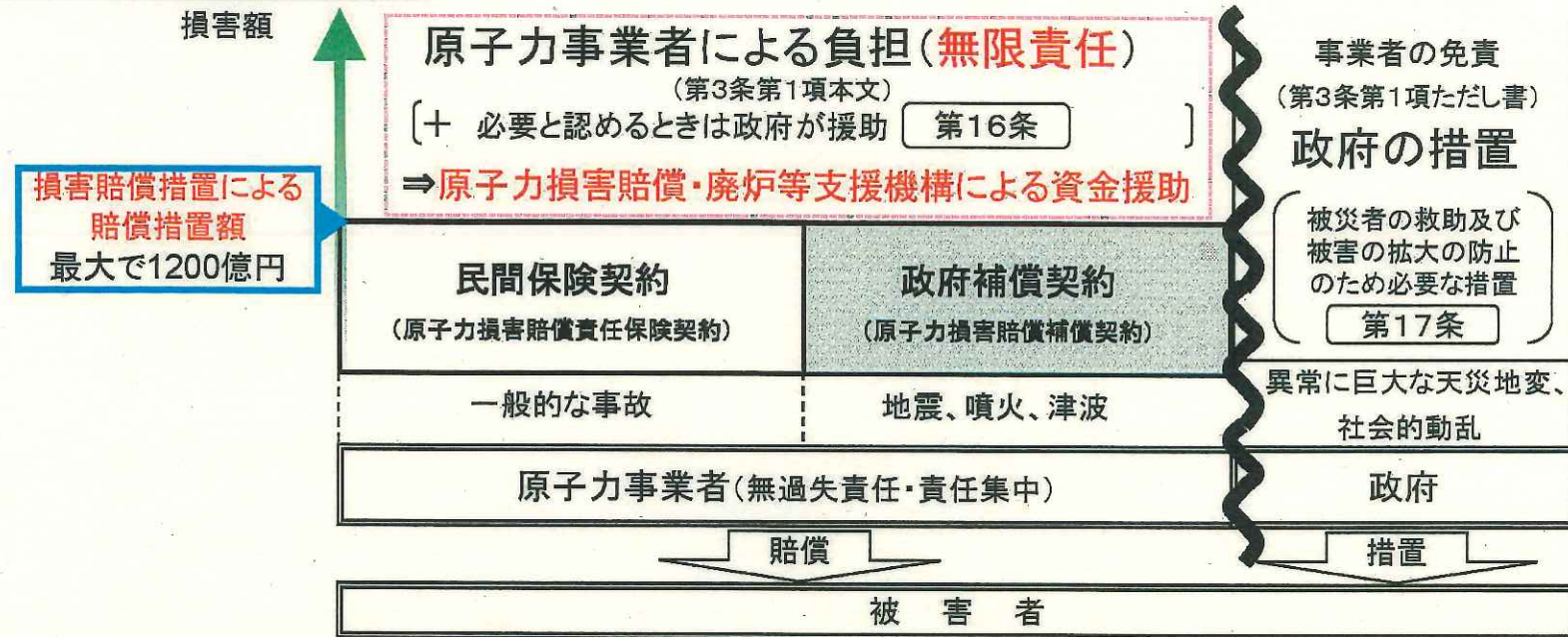
## 現行の原子力損害賠償制度

参考3

### 【原子力損害の賠償に関する法律】

- 原子力損害の被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。
- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、**原子力事業者が賠償責任を負う**。(無過失責任、責任集中、無限責任)  
ただし、異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じた場合を除く。
- 原子力事業者は、**損害賠償措置**(民間保険契約及び政府補償契約の締結等)を義務付け。

### 原子力損害賠償に係る制度

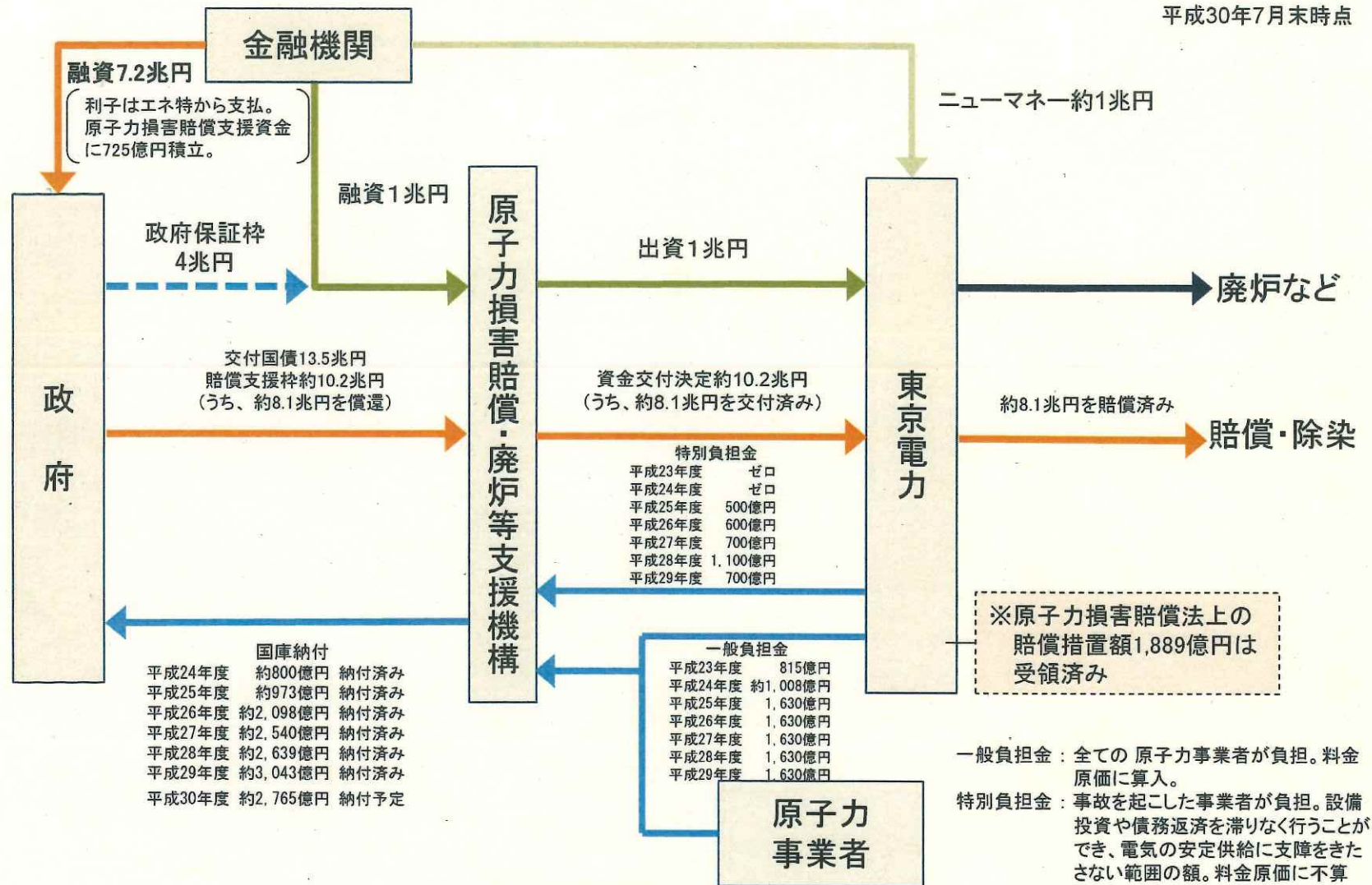


### 被害者救済手続

原子力損害賠償紛争審査会において①原子力損害の範囲等の判定指針の策定、②賠償に関する紛争の和解の仲介等を実施  
※東電福島原発事故への対応では、②について、審査会の下に置かれた原子力損害賠償紛争解決センター(原賠ADRセンター)で実施

## 原子力損害賠償・廃炉等支援機構による賠償支援の実績

平成30年7月末時点



# 和解仲介手続の実施状況 (2018年11月2日現在) ※速報値

- (1) 申立件数 : 24,205 件
- (2) 記載件数 : 22,969 件 (うち全部和解成立:18,608件、取り下げ:2,461件、打切り:1,899件、却下:1件)
- (3) 現在進行中の件数[(1)-(2)] : 1,236 件 (うち現在提示中の全部和解案:128件)
- (4) 全部和解成立件数 : 18,608 件

出典 : 原子力損害賠償紛争解決センター

## 町民7割 1.5万人申し立て

# 浪江の賠償増額決裂

## ADR 東電、和解案を拒否

東京電力福島第一原発事故の慰謝料増額を求め、福島県浪江町の住民約一万五千人が申し立てた裁判外紛争解決手続(ADR)で、国の原子力損害賠償紛争解決センターは六日、和解の仲介手続を打ち切ったと発表した。センターが示した慰謝料を全員一律に上乗せする和解案を、東電が受け入れなかった。核心は「迅速化」機能果たせず怒る住民側

裁判外紛争解決手続(ADR)は、福島第一原発事故の損害賠償請求を起さず、電力に賠償請求する手続の一つ。国の原子力損害賠償紛争解決センターに申し立て、受理されると、双方の主張を聞いて和解案を提示する。解決までの時間が比較的短く、手続が簡便なのが特徴。

町民の約七割が申し立てた大規模な手続で、町が代理人になっていた。馬場有町長は「到底理解できない。避難者に寄り添うどころか突き放している」とか思えず、残念な結果だ」とのコメントを発表した。今後、町民や議会の意見を聴き、対応を検討する。

町民側は東電が国の指針に基づいて支払ってきた一人当たり月十数万円の慰謝料を、月三十五万円にするよう求め、二〇一三年五月から順次、申し立てた。センターは一四年三月、現状の慰謝料に五万円を上乗せし、七十五歳以上の高齢者にはさらに三万円を上乗せする和解案を提示。町は受け入れたが、東電は他の避難者との間で公平性を欠き、影響が大きいと拒否し続けていた。センターは今年二月、放射線量が高い帰還困難区域では帰還の見

## 長引く交渉既に800人死去

【解説】福島県浪江町と東電の和解手続が打ち切りとなったのは、東電が慰謝料を増額する和解案の受け入れを四年間拒み続けたからだ。仲介役の原子力損害賠償紛争解決センターから異例の和解案受諾勧告書まで突き付けられたものの、他の賠償請求への影響の大きさから姿勢を崩すことはなかった。企業論理に縛られた対応はセンターさえもあきれさせた。浪江町が約一万五千人の町民の同意を得て、ADRを利用したのは、事故で全町避難を強いられ、町民が県内外にはらばらたとなってしまい、手続が複雑な請求手続を一挙に引き受けるためだった。同意した町民の数が、町の決断への支持を物語る。生活基盤をすたすにすぎた住民が今後、増額分を求めると、個人で同じ手続をするか、裁判をするか、事故を起こした東電の責任となる。(小川慎一)

